

(別記2)

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は電子契約対象工事の入札である。入札にあたっては、本公告8(4)に留意すること。

公告日：令和8年5月14日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県土木部営繕課	
(2) 住所	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
(3) 担当及び連絡先	(契約担当) 庶務グループ	担当：主査 山崎、主事 工藤 電話：029(301)4546 Email：eizen@pref.ibaraki.lg.jp
	(工事担当) 建築第一グループ	担当：課長補佐 柴田、係長 川澄 電話：029(301)4556

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	第07-12-091-0-001号 水戸第一高校エレベーター棟増築工事
(2) 工事場所	水戸市三の丸地内
(3) 工事概要	エレベーター棟増築工事 エレベーター棟 S造 3階建 延べ面積44.64㎡ ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事
(4) 工期	190日間
(5) 建設工事の種類（業種区分）	建築一式工事
(6) 予定価格	金 76,318,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型Ⅱ）の工事である。
	無し
(8) 最低制限価格	設定する
	設定しない

(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと）	
	設定しない	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	<p>本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。</p> <p>① 第07-12-091-0-001号 水戸第一高校エレベーター棟増築工事</p> <p>② 第07-12-121-0-001号 勝田中等教育学校駐輪場改築工事</p> <p>先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。</p>
	無し	
(11) その他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
	特に無し	

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格(いずれも満たすこと)	<p>ア 建築一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS又はA等級であること。(かつ、)平成〇〇・〇〇年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された〇〇〇〇工事の(総合点数)・(経営事項評価点)が、_____点以上の者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が2(6)の予定価格(税抜)以上の者であること。</p>
(2) 施工実績	<p>ア _____(地域名)内において、(発注者名)の発注した一件の規模が_____円以上の同種又は類似工事のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。</p> <p>(ア) 同種工事とは、〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>(イ) 類似工事とは、〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>イ _____茨城県が発注した一件の規模が_____円以上の(工事の内容)工事のうち、平成18年4月1日から令和8年3月31日の期間に、施工に係る部分がRC造(SRC造を含む。)又はS造の建築物に係る建築一式工事について、単体又は共同企業体の構成員として元請で施工し竣工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの</p>

	のに限る。)												
(3) 配置予定技術者(いずれも満たすこと)	ア 本工事への専任配置について <table border="1" data-bbox="608 286 1407 526"> <tr> <td>要 (本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ、コ及び5(5)参照))</td> </tr> <tr> <td>不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)</td> </tr> </table>	要 (本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ、コ及び5(5)参照))	不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)										
	要 (本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ、コ及び5(5)参照))												
	不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)												
	イ 建築一式工事について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得るものであること。												
	ウ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証 ((2(5)に掲げる建設工事の種類)に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること。												
エ 建設業許可における営業所技術者等 (営業所技術者又は特定営業所技術者) について <table border="1" data-bbox="608 869 1407 2027"> <tr> <td>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。</td> </tr> <tr> <td>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。(営業所技術者等の兼務特例)</td> </tr> <tr> <td>(イ)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。</td> </tr> <tr> <td>(ロ)兼ねる工事の現場数が1以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(ハ)営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。</td> </tr> <tr> <td>(ニ)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。</td> </tr> <tr> <td>(ホ)監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者 (連絡員) を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：主木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。</td> </tr> <tr> <td>(ヘ)CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。</td> </tr> <tr> <td>(ニ)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。</td> </tr> <tr> <td>(ト)当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。</td> </tr> <tr> <td>(チ)工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。</td> </tr> <tr> <td>(リ)現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。</td> </tr> <tr> <td>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をい</td> </tr> </table>	アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。	アにおいて専任配置が「要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。(営業所技術者等の兼務特例)	(イ)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。	(ロ)兼ねる工事の現場数が1以下であること。	(ハ)営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。	(ニ)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。	(ホ)監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者 (連絡員) を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：主木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。	(ヘ)CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。	(ニ)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。	(ト)当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。	(チ)工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。	(リ)現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をい
アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。													
アにおいて専任配置が「要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。(営業所技術者等の兼務特例)													
(イ)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。													
(ロ)兼ねる工事の現場数が1以下であること。													
(ハ)営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。													
(ニ)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。													
(ホ)監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者 (連絡員) を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：主木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。													
(ヘ)CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。													
(ニ)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。													
(ト)当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。													
(チ)工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。													
(リ)現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。													
アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をい													

	<p>れも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。</p> <p>(ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。</p> <p>(イ) 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。</p> <p>なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。</p>		
	<p>オ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）について</p> <table border="1" data-bbox="608 719 1415 913"> <tr> <td data-bbox="608 719 1415 819"> <p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 819 1415 913"> <p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。</p> </td> </tr> </table>	<p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。</p>	<p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。</p>
<p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。</p>			
<p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。</p>			
	<p>カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。</p>		
	<p>キ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について</p> <table border="1" data-bbox="608 1160 1415 1538"> <tr> <td data-bbox="608 1160 1415 1451"> <p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。（3(3)ケ、コ及び5(5)参照）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1451 1415 1538"> <p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。</p> </td> </tr> </table>	<p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。（3(3)ケ、コ及び5(5)参照）</p>	<p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。</p>
<p>アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。（3(3)ケ、コ及び5(5)参照）</p>			
<p>アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。</p>			

	<p>ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（2(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。</p> <p>専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（3名まで）」は、「複数（3名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約前までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。</p> <p>ケ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置について</p> <p>（建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下「専任特例1号の場合の監理技術者等」という。））</p> <p>本工事は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置は認めない。</p> <p>本工事は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める工事である。専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 各建設工事の請負代金が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。</p> <p>(2) 建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。</p> <p>(3) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。</p> <p>(4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。</p> <p>※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。</p> <p>(5) CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。</p> <p>(6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。</p> <p>(7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。</p> <p>(8) 兼務する工事の数が2を超えないこと。</p>
--	---

	<p>(9) 専任特例2号との併用でないこと。</p> <p>(10) 茨城県土木部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。</p>
	<p>コ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置について</p> <p>（建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。））</p> <p>本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置は認めない。</p> <p>本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>(2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。</p> <p>なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。</p> <p>(3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。</p> <p>(5) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。</p> <p>(6) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。</p> <p>(7) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。</p> <p>(8) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p>
(4) 営業所の所在地	水戸、常陸大宮土木事務所、大子工務所の管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(5) 建設業許可	建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	建築一式工事について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内

	の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。		
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係(いずれも満たすこと)	<p>ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。</p> <p>イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。</p> <p>※ 詳細については、入札公告(共通編)による。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>設計業務等の受託者</td> <td>株式会社安達建築設計事務所</td> </tr> </table>	設計業務等の受託者	株式会社安達建築設計事務所
設計業務等の受託者	株式会社安達建築設計事務所		
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。		

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	<p>ア インターネットによる方法</p> <p>設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること(入札情報サービス)。</p> <p>URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html</p> <p>イ 閲覧による方法</p> <p>(ア) 場所 : 公共事業情報センター 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階</p> <p>(イ) 期間 : 令和8年5月14日(木)～令和8年6月8日(月) (茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く)</p> <p>(ウ) 時間 : 午前9時から(水曜日のみ午前10時から)午後4時まで (正午から午後1時までを除く)</p>
(2) 設計図書に関する質疑	<p>ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き茨城県建設工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。</p> <p>(電子入札システムURL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑受付期間 令和8年5月28日(木)～令和8年5月29日(金) (休日を除く) いずれも午前9時から午後4時まで ・ 提出先 : 担当部局 ・ 回答閲覧期間 令和8年6月3日(水)～令和8年6月8日(月) (休日を除く) いずれも午前9時から午後4時まで <p>イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、公共事業情報センターに於いて閲覧に供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑受付期間

	<p>令和8年5月28日(木)～令和8年5月29日(金) (休日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面の提出先： 担当部局に同じ。 FAX番号 029(301)4569 回答閲覧期間 令和8年6月3日(水)～令和8年6月8日(月) (休日を除く) いずれも午前9時(水曜日のみ午前10時から)から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
(3) 現場説明会	実施しない。

5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	<p>「競争参加資格確認資料」(様式第2号) 及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)により申請すること。</p> <p>なお、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合は、「専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書(別添様式)をあわせて電子入札システム(※)により申請すること。 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式)をあわせて電子入札システム(※)により申請すること。この場合、様式第2号の(5)には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。 <p>また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。</p> <p>※：画像ファイル(.tif)に変換して提出すること。</p> <p>それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこととするが、画像ファイルに変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。</p> <p>(電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)</p>
(2) 申請期間	<p>ア 受付開始：令和8年5月28日(木) 午前9時</p> <p>イ 締切：令和8年6月1日(月) 午後4時(必着)</p> <p>※：休日は申請を受け付けない。</p>

<p>(3) 申請時の提出書類</p>	<p>□ 2 (7)において総合評価方式の適用の有無が「有り」の場合</p> <p>ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。)</p> <p>イ 5-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連)</p> <p>ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号) 2/2面 作成要領2(1)～(4)の資料</p> <p>エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請調書)、(5)に係る届出書(主任技術者の兼務届)</p> <p>オ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書(別添様式)</p> <p>※専任特例1号の場合の監理技術者の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合のみ</p> <p>カ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式)</p> <p>※専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ</p> <p>キ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)</p>
	<p>□ 2 (7)において総合評価方式の適用の有無が「無」の場合</p> <p>ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。)</p> <p>イ 競争参加資格確認資料(様式第2号) 2/2面 作成要領2(1)～(4)の資料</p> <p>ウ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請調書)、(5)に係る届出書(主任技術者の兼務届)</p> <p>エ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書(別添様式) ※専任特例1号の場合の監理技術者の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合のみ</p> <p>オ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式) ※専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ</p> <p>カ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)</p>
<p>(4) 配置予定技術者の重複申請</p>	<p>同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続き</p>

	<p>を要しない。</p> <p>ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること（(3)と併せて申請（提出）すること）。</p> <p>イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。</p> <p>ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。</p> <p>※： 郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。</p>
<p>(5) 専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書</p>	<p>3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。</p> <p>（1）兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（〇〇市）であること</p> <p>（2）兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと</p> <p>（3）建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと</p> <p>（4）本工事、兼務する工事、及び他の工事の現場代理人でないこと</p> <p>他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること(3)と併せて、紙媒体等により申請（提出）すること。</p> <p>なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。</p>
<p>(6) 共通事項</p>	<p>入札公告（共通編）による。</p>

5-2 総合評価方式に係る技術資料

~~2(7)において、総合評価方式の適用の有無が「有」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。~~

<p>(1) 提出を求める技術資料</p>	<p>ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）</p>
-----------------------	---

	イ 工事成績評定評価対象工事資料 (様式第2号) ウ 施工実績評価資料 (様式第3号) エ 配置予定技術者評価資料 (様式第4号) オ 施工計画 (様式第5号) カ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料 (様式第6号) キ 地域活動 (ボランティア) 実績評価資料 (様式第7号) ク 企業の新規雇用実績 (様式第14号) ケ 若手又は女性技術者の配置 (様式第15号) コ 登録基幹技能者の配置 (様式第16-1号) サ 災害時の基礎的事業継続力認定資料 (様式第17号) シ ICT施工技術の活用計画書 (様式第18号) ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料 (様式第20号)
(2) 提出方法	5(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	5(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 (電子入札システムURL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 入札期間	ア 受付開始 : 令和8年6月4日(木) 午前9時 イ 締切 : 令和8年6月8日(月) 午後4時(必着) ※ : 休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める(入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出するこ

	と)。 ※：Excel形式でファイルを作成後、画像ファイル(.tif)に変換して提出すること。
(5) 競争入札執行(開札)の日時(予定)	令和8年6月9日(火)午前9時40分から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。 有効な入札として取り扱う。
(8) 入札の執行の取り止め等	本工事に密接に関連する_____工事(第_____号_____工事、入札予定日 平成_____年_____月_____日(____))の入札が不調となった場合には、この入札を取り止める場合がある。
(9) 共通事項(落札者の決定方法等)	入札公告(共通編)による。

7 ~~開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料~~

~~本規定は2(9)において調査基準価格を「設定する」とされている場合に適用する。~~

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領(以下「低入札要領」という。)第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

8 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。

部分払い		
(4) 契約書	<p>建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。</p> <p>ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。</p> <p>(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に茨城県土木部営繕課へ電子メールで送付すること。</p> <p>なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。</p> <p>(2) 契約締結決議終了後、茨城県土木部営繕課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。</p> <p>なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。</p> <p>https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/</p>	
(5) 議会の議決	不要	
	要	<p>この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。</p> <p>なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めるとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。</p>
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。	
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。	
(7) 建設リサイクル関連	<p>ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。</p> <p>イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。</p>	

	特に無し	
(8) 火災保険付保険の要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
	有り	無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	有り ア _____ イ _____	
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。	

9 その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL : https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukouku_kyoutsuu/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。